

(指定児童デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等に関する経過措置)
 第五条 施行日において現に存する指定児童デイサービス事業所(以下「旧指定児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数については、第九十七条の規定にかかわらず、当分の間、この省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号。以下「旧指定基準」という。)(第五十六条に定める基準によること)ができる。

2 旧指定児童デイサービス事業所については、当分の間、第百条の規定は適用しない。
 3 旧指定児童デイサービス事業所については、第百七条において準用する第五十八条、第五十九条及び第六十六条の規定にかかわらず、当分の間、旧指定基準第六十二条及び第六十三条に定める基準によること(以下「旧指定基準」という。)(第五十六条に定める基準によること)ができる。

(基準該当児童デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等に関する経過措置)
 第六条 施行日において現に存する基準該当児童デイサービス事業所(以下「旧基準該当児童デイサービス事業所」という。)(に置くべき従業者及びその員数については、第百八条の規定にかかわらず、当分の間、旧指定基準第七十条に定める基準によること)ができる。

2 旧基準該当児童デイサービス事業所については、当分の間、第百十條の規定は適用しない。
 3 旧基準該当児童デイサービス事業所については、第百十一條において準用する第五十八條、第五十九條及び第六十六條の規定にかかわらず、当分の間、旧指定基準第七十三條において準用する第六十二條及び第六十三條に定める基準によること(以下「旧指定基準」という。)(第五十六條に定める基準によること)ができる。

(地域移行型ホームの特例)
 第七条 次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第百四十條第一項(第百十條において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居(法第五十條第十項又は第六十條に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)(とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

一 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域(法第八十九條第二項第一号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この号において同じ。)(における指定共同生活介護又は指定共同生活援助(以下「指定共同生活介護等」という。)(の量が事業を開始する時点において、法第八十九條第一項に規定する都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活介護等の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行うものであること。

二 当該入所施設の入所定員又は病院の精神病床の減少を伴うものであること。ただし、法附則第四十八條の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六條第三号、以下「旧精神保健福祉法」という。)(第五十條の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)(、法附則第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和二十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)(第二十一条の八に規定する知的障害者通勤のうち旧知的障害者福祉法第十五條の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤」という。)(若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム(以下「知的障害者福祉ホーム」という。)(又は旧精神保健福祉法第五十條の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム(附則第十九條において「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(を共同生活住居とする場合においてはこの限りでない。

2 法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日において現に前項の規定により指定共同生活介護の事業等を行っている者については、第百四十條第一項(第百十條において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、当該共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、同号に掲げる規定の施行の日以降においても指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

3 第一項の規定により指定共同生活介護の事業等を行う事業所(以下「地域移行型ホーム」という。)(における指定共同生活介護の事業等については第百四十條(第百十條において準用する場合を含む。)(第二項から第六項までの規定を適用する場合には、第百四十條第二項中「四人以上」とあるのは、四人以上三十人以下とする。
 (地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間)
 第八条 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者(以下「地域移行型ホーム事業者」という。)(は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活介護等を提供してはならない。
 (地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の取扱い方針)
 第九条 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所(以下「住宅等」という。)(において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。
 (地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等)
 第十条 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等については第百五十四條又は第百三十三條において準用する第五十八條の規定を適用する場合には、同条第二項中「営むこと」とあるのは、「営み、入居の日から附則第八條に定める期間内に附則第九條に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは、「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。
 (地域移行型ホームに係る協議の場の設置)
 第十一条 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下「地域移行推進協議会」という。)(を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 (施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)
 第十二條 指定共同生活援助事業者(施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)(は、第百四十條第一項(第百十條において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。
 (経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の員数に関する特例)
 第十三條 指定共同生活援助事業者は、施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成二十年三月三十一日までの間、当該事業所(以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。)(には、第百三十八條第一項第二号に掲げる生活支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。
 一 施行日において現に居宅介護の支給決定を受けている利用者が、同日以降も引き続き入居していること
 二 生活支援員を置くことが困難であること
 (経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における運営に関する特例)
 第十四條 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における指定共同生活介護の事業については、第百五十四條において準用する第五十八條及び第百四十七條の規定は適用しない。
 2 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第百五十四條において準用する第六十六條に掲げる業務のほか、第百四十六條各号に掲げる業務を行うものとする。